



薬食監麻発 0704 第3号
平成 26 年 7 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
(公印、省略)

薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正について（通知）

今般、医薬品が新たに承認されたことに伴い、平成26年厚生労働省告示第280号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

なお、国立感染症研究所長、国立医薬品食品衛生研究所長、各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本製薬団体連合会会長、一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長及び一般社団法人日本血液製剤協会理事長宛てに当該通知の写しを送付したことを申し添える。

記

1 改正要旨

次に掲げる医薬品が承認されたことに伴い、当該医薬品を薬事法（昭和35年法律第145号）第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして指定し、その手数料、試験品の数量及び検定基準を定めた。

- ① 4価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）
- ② 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）
混合ワクチン
- ③ 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子

2 適用時期

公布日（平成 26 年 7 月 4 日）

3 標準的事務処理期間

当該医薬品の検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和 60 年 10 月 1 日薬発第 960 号厚生省薬務局長通知）の記の第一の 2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）は、以下の通りとする。

- ① 4 倍髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）について、60 日とする。
- ② 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン
 - ・沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）について、40 日とする。
 - ・沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）について、60 日とする。
 - ・沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン（最終段階）について、130 日とする。

- ③ 乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第 VII 因子について、60 日とする。

なお、現在、薬事法第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間

(下線部分は改正部分)

検定品目	標準的事務処理期間 (日)		
インフルエンザワクチン	60		
インフルエンザHAワクチン	80		
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	35		
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	35	
	最終段階	35	
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
	最終段階	パンデミック発生時	35
		パンデミック未発生時	70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35		
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H5N1株)	パンデミック発生時		
	パンデミック未発生時		
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35		
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100		
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	120	
	最終段階	60	
ガスえそウマ抗毒素 (ガスえそ抗毒素)	70		
乾燥ガスえそウマ抗毒素 (乾燥ガスえそ抗毒素)	70		
不活化狂犬病ワクチン	70		
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80		
コレラワクチン	60		
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)	70		
ジフテリアトキソイド	70		
沈降ジフテリアトキソイド	70		
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70		
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70		
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70		
水痘抗原	40		
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60		
4価髄膜炎菌ワクチン (ジフテリアトキソイド結合体)	60		

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60
精製ツベルクリン(一般診断用)	80
痘そうワクチン(痘苗)	中間段階
	最終段階
乾燥痘そうワクチン(乾燥痘苗)	中間段階
	最終段階
組織培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
日本脳炎ワクチン	80
乾燥日本脳炎ワクチン	80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素(乾燥はぶ抗毒素)	70
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン(h u G K - 1 4 細胞由来)	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)	80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・H B s 抗原含有B型肝炎ワクチン(酵母由来)	80
乾燥B C G 膀胱内用(コンノート株)	80
乾燥B C G 膀胱内用(日本株)	80
乾燥B C G ワクチン	80

検定品目	標準的事務処理期間 (日)	
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウツバ細胞由来)	80	
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)	80	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(最終段階)	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(最終段階)	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液(中間段階)	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(セービン株)混合ワクチン(最終段階)	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(ソークワクチン)混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液(中間段階)	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(ソーカワクチン)混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液(中間段階)	60	

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (ゾークワクチン) 混合ワクチン (最終段階)	130
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン (破傷風トキソイド結合体)	60
発しんチフスワクチン	70
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 (乾燥ボツリヌス抗毒素)	70
経口生ポリオワクチン	中間段階
	最終段階
不活化ポリオワクチン (ゾークワクチン)	70
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥まむしウマ抗毒素 (乾燥まむし抗毒素)	70
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70
ワイル病秋やみ混合ワクチン	70
加熱人血漿たん白	50
人血清アルブミン	50
乾燥人フィブリノゲン	50
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	60
人免疫グロブリン	60
アルキル化人免疫グロブリン	60
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン	60
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射)	60
乾燥pH 4 処理人免疫グロブリン	60
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60

検定品目	標準的事務処理期間 (日)
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
乾燥抗D (Rh o) 人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令 (法務二五)
- 財務省定員規則の一部を改正する省令 (財務四七)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働七六)
- 租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件 (内閣府・経済産業五)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (同一四七)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (同一四八)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (経済産業一四五)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (同一四九)
- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令 (二四九)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令 (二五〇)

〔府令〕

- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (内閣府五〇)

〔府令・省令〕

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 (内閣府・総務三)
- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令 (同四)
- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・財務・経済産業三)
- 農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・農林水産七)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (厚生労働・経済産業一)

〔省令〕

- 法務省定員規則の一部を改正する省令 (法務二五)
- 財務省定員規則の一部を改正する省令 (財務四七)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働七六)

〔告示〕

- 租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件 (内閣府・経済産業五)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (同一四七)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (同一四八)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (経済産業一四五)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (同一四九)

〔官庁報告〕

国家試験

介護福祉士国家試験の施行

(厚生労働省)

介護福祉士試験委員の公告 (同)

〔公 告〕

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決

厚生年金基金解散・清算人就任

地方法團体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

地方公共団体

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件 (厚生労働・経済産業一)

本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令 (政令第二四九号) (内閣官房)

1 地方空港における入国手続に要する待ち時間の短縮等を図るため、法務省及び財務省の職員の定員を改正することとした。

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令 (政令第二五〇号) (厚生労働省)

1 医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、アレクチニブ、その塩類及びそれらの製剤、アビラチロン酢酸エステル及びその製剤、ルキソリチニブ、その塩類及びそれらの製剤、カバジタキセル及びその製剤並びにニボルマブ及びその製剤を指定することとした。(別表第二関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

3 小分製品の試験

3.1 含湿度試験

一般試験法の含湿度測定法を準用して試験するとき、20%以下でなければならない。

3.2 pH試験

一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、5.4～5.9でなければならない。

3.3 無菌試験

一般試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5 エンドトキシン試験

一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6 力価試験

検体及び活性化血液凝固第V因子の力価試験
検体希釈液及び標準希釈液とする。検体希釈液及び標準希釈液のそれぞれ一定量を正確に採り、一定量の血液凝固第V因子欠乏ヒト血漿を正確に加え、36.5～37.5°Cで一定時間正確に加温した後、一定量のトロンボプラスチック液を正確に加え、凝固時間を測定する。検体希釈液及び標準希釈液の凝固時間から検体の力価を求める。以上は用手法の場合の操作方法であり、測定機器を用いる場合は、適格性が確認された機器を用いること。試験の成績から検体1mL中の活性化血液凝固第V因子活性を求めるとき、20000～40000国際単位でなければならない。

3.6.2 血液凝固第X因子の力価試験

検体及び人血液凝固第X因子国際標準品又は参考品をヒト血清アルブミンを含む適當な緩衝液で希釈し、検体希釈液及び標準希釈液とする。検体希釈液及び標準希釈液のそれぞれ一定量を正確に採り、一定量の血液凝固第V因子欠乏ヒト血漿、活性化部分トロンボプラスチック液を正確に加え、36.5～37.5°Cで一定時間正確に加温した後、一定量の塩化カルシウム液を正確に加え、36.5～37.5°Cで一定時間正確に加温した後、一定量の活性化部分トロンボプラスチック液を正確に加え、凝固時間を測定する。検体希釈液及び標準希釈液の凝固時間から検体の力価を求める。以上は用手法の場合の操作方法であり、測定機器を用いる場合は、適格性が確認された機器を用いること。試験の成績から検体1mL中の血液凝固第X因子活性を求めるとき、800～1200国際単位でなければならない。

3.7 FⅧa/FⅩ含量試験
活性化血液凝固第V因子参考品、血液凝固第X因子参考品、アルブミン溶液及びアンチトロンビンⅢ溶液の混合溶液を希釈し、標準希釈液とする。標準希釈液及び検体をペチル基結合シリカゲルを充填したカラムを用いて液体クロマトグラフ法で試験するとき、標準希釈液及び検体のピーケ面積から求める検体の活性化血液凝固第V因子及び血液凝固第X因子の含量は、それぞれ0.5～0.7mg/mL及び5～7mg/mLでなければならず、かつ、その比は、1：8.5～1：11.5でなければならない。

4 賽法及び有効期間

有効期間は、承認された期間とする。

5.1 表示事項

溶解後1mL中の活性化血液凝固第V因子の含量
溶解後1mL中の血液凝固第X因子の含量

添付する溶剤は、注射用水とする。

(印) 15 第外(印) 日曜日 4月7年26平成

○販売承認申請第1回六十九
審査法(昭和三十五年法律第44号)(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第十条に十一条並びに審査法施行規則(昭和三十六年厚生省令第1号)第六十九条第一項の規定に基いて、審査法第四十一条第一項の規定に基いて検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医療用具(昭和三十八年厚生省令第147号)(昭和三十九年)の一部を次のよう改正する。
平成二十六年七月四日
厚生労働大臣 田中 勝久

1. 生物学的試験の表記欄除く水痕ワクチノの項の次に次のものと記す。

4価龍頭炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)	171,800円	内容量が0.5mLであるとき。 27本
---------------------------	----------	------------------------

1.の生物学的試験の表記欄除く水痕ワクチノの項の次に次のものと記す。
この項の次に次のものと記す。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオワクチン(ジフテリアトキソイド原液混合ワクチン)	131,300円	小分製品と同濃度に希釈したジフテリアトキソイド原液につき 内容量が20mLのもの2本
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオワクチン(ジフテリアトキソイド原液に使用する破傷風ワクチン)混合ワクチン(ジフテリアトキソイド原液に) 風トキソイド原液につき	119,400円	小分製品と同濃度に希釈したジフテリアトキソイド原液につき 内容量が40mLのもの2本

1.の生物学的試験の表記欄除く水痕ワクチノの項の次に次のものと記す。

乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第V因子	363,500円	内容量が液状製剤として2.5mLに相当する 量であるとき。 6本
-----------------------	----------	--

この生物学的試験の表記欄除く水痕ワクチノの項の次に次のものと記す。
4価龍頭炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)

生物学的試験基準の4価龍頭炎菌ワクチン(ジフテリアトキソイド結合体)の条の3.4.2及び3.4.4に規定する試験法によるものとする。

この生物学的試験の表記欄除く水痕ワクチノの項の次に次のものと記す。
ジフテリアトキソイド(最終濃度)の皿の次に次のものと記す。
ナフ(最終濃度)の皿の次に次のものと記す。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(ソーキワクチン)混合ワクチン(中間段階)
生物学的試験基準のジフテリアトキソイドの条の3.1.3(3.1.3.1を除く)又は破傷風トキソイドの条の3.1.3に規定する試験法によるものとする。ただし、試料は、最終バルクと同濃度となるようにして37°Cに20日間おいたものとする。

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (ソーケワクチン) 混合ソクチン (最終段階)
生物学的製剤基準の沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ (ソーケワクチン) 混合
ワクチンの条の 3.3 (3.3.1, 3.3.2, 3.3.4, 3.3.6 及び 3.11 を除く。) に規定する試験法による
ものとする。

乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第 V 因子の条の 3.5, 3.6.1 及び
3.6.2 に規定する試験法によるものとする。

○厚生労働省告示第 146 号(平成 16 年 7 月 4 日)

薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品 (平成十七年厚生労働省告示第 144 号) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 7 月 4 日

厚生労働大臣 田村 憲久

レボドバ・カルビドバ水和物・エンタカボン
(982)

第八号中 (986) を (999) とし、(970) から (985) までを (983) から (998) までとし、(969) を (981) とし、その次に次のよう 加える。
第八号中 (986) を (999) とし、(970) から (985) までを (983) から (998) までとし、(969) を (981) とし、その次に次のよう 加える。

ルキソリチニア
(962)

第八号中 (949) を (960) とし、(522) から (948) までを (533) から (959) までとし、(521) を (531) とし、その次に次のよう 加える。
第八号中 (949) を (960) とし、(522) から (948) までを (533) から (959) までとし、(521) を (531) とし、その次に次のよう 加える。

ドラマニド
(532)

第八号中 (520) を (530) とし、(455) から (519) までを (465) から (529) までとし、(454) を (463) とし、その次に次のよう 加える。
第八号中 (520) を (530) とし、(455) から (519) までを (465) から (529) までとし、(454) を (463) とし、その次に次のよう 加える。

ダクラタスビル
(464)

第八号中 (453) を (462) とし、(389) から (452) までを (398) から (461) までとし、(388) を (396) とし、その次に次のよう 加える。
第八号中 (453) を (462) とし、(389) から (452) までを (398) から (461) までとし、(388) を (396) とし、その次に次のよう 加える。

シロリムス
(397)

第八号中 (387) を (395) とし、(345) から (386) までを (353) から (394) までとし、(344) を (351) とし、その次に次のよう 加える。
第八号中 (387) を (395) とし、(345) から (386) までを (353) から (394) までとし、(344) を (351) とし、その次に次のよう 加える。

システアミン
(352)

別表第一の 1 中 (343) を (350) とし、(222) から (342) までを (229) から (349) までとし、(221) を (227) とし、その次に次のよう 加える。
別表第一の 1 中 (343) を (350) とし、(222) から (342) までを (229) から (349) までとし、(221) を (227) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (350) を (357) とし、(222) から (356) までを (229) から (363) までとし、(221) を (227) とし、その次に次のよう 加える。
別表第一の 1 中 (350) を (357) とし、(222) から (356) までを (229) から (363) までとし、(221) を (227) とし、その次に次のよう 加える。

カルシボトリオール水和物・ベタメタゾンジプロピオン酸エステル
(228)

別表第一の 1 中 (220) を (226) とし、(211) から (219) までを (217) から (225) までとし、(210) を (215) とし、その次に次のよう 加える。
別表第一の 1 中 (220) を (226) とし、(211) から (219) までを (217) から (225) までとし、(210) を (215) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (220) を (226) とし、(211) から (219) までを (217) から (225) までとし、(210) を (215) とし、その次に次のよう 加える。
別表第一の 1 中 (220) を (226) とし、(211) から (219) までを (217) から (225) までとし、(210) を (215) とし、その次に次のよう 加える。

(216) カナグリフロジン

第八号中 (209) を (214) とし、(167) から (208) までを (172) から (213) まどんし、(166) を (170) とし、その次に次のよう 加える。
第八号中 (165) を (169) とし、(124) から (164) までを (128) から (168) まどんし、(123) を (126) とし、その次に次のよう 加える。
(171) ハフィナコナゾール

(127) ウメクリジル・奥化物・ビランテロール・トフホル・酢酸塩
第八号中 (122) を (125) とし、(78) から (121) までを (81) から (124) まどんし、(77) を (74) とし、その次に次のよう 加える。
第八号中 (76) を (78) とし、(43) から (75) までを (45) から (77) まどんし、(44) を (45) とし、その次に次のよう 加える。
第八号中 (41) を (42) とし、(19) から (40) までを (20) から (41) まどんし、(18) の次に次のよう 加える。

○厚生労働省告示第 147 号(平成 16 年 7 月 4 日)

薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第一条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品 (平成十五年厚生労働省告示第二百九号) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 7 月 4 日

厚生労働大臣 田村 憲久

アビラチロン・酢酸エステル
(44) アビラチロン・酢酸エステル
(19) アスナブレビル

第八号中 (195) を (201) とし、(182) から (194) までを (188) から (200) までとし、(196) を (202) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (195) を (201) とし、(182) から (194) までを (188) から (200) までとし、(196) を (202) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (195) を (201) とし、(182) から (194) までを (188) から (200) までとし、(196) を (202) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (180) を (185) とし、(143) から (179) までを (148) から (184) までとし、(142) を (146) とし、その次に次のよう 加える。

エントレノコグアルファ (遺伝子組換え)
(31) エントレノコグアルファ (遺伝子組換え)

別表第一の 1 中 (20) を (21) とし、(19) から (20) までを (19) から (21) まどんし、(18) の次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (20) を (21) とし、(19) から (20) までを (19) から (21) まどんし、(18) の次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (20) を (21) とし、(19) から (20) までを (19) から (21) まどんし、(18) の次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (20) を (21) とし、(19) から (20) までを (19) から (21) まどんし、(18) の次に次のよう 加える。

別表第一の 1 中 (20) を (21) とし、(19) から (20) までを (19) から (21) まどんし、(18) の次に次のよう 加える。

(15) 乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第 V 因子